

議案第64号 交野市税条例の一部を改正する条例について

議案書45P~46P

1. 条例改正の目的

本市では、市街化区域の土地及び家屋にのみ都市計画税を課税しているが、市街化調整区域内においても市街化区域と同様に土地利用の自由度が高く、建築制限が緩和され良好なまちづくりが行われている区域があります。

当該区域に対する都市計画税の課税について、都市計画税審議会の答申も踏まえ当該区域に都市計画税を課税しないことは、地方税法第702条第1項に規定する、課税の均衡を著しく失する特別の事情に該当すると判断したため、市街化調整区域内の地区計画区域のうち、開発許可等のあった区域に対して、新たに都市計画税を課税するため交野市税条例の一部を改正するもの。

2. 条例改正の内容

都市計画税の課税対象区域として、市街化調整区域内の地区計画区域のうち、開発許可等のあった区域を新たに追加（第131条第1項関係）

【参考】

- ・現時点の課税対象予定区域は下記地区計画区域内で開発許可等のあった区域
 - ①倉治八丁目地区 ②私部南第1地区 ③私部南第2地区
 - ④星田北二丁目地区 ⑤森北二丁目地区
- （別紙位置図参照）
- ・課税の対象者
課税の対象区域に土地・家屋を所有する者
- ・税率
0.3%
- ・課税額試算
税額合計：20,942千円 納税義務者合計：276人（令和6年1月1日現在）

議案第64号 交野市税条例の一部を改正する条例について

議案書45P~46P

3. 施行期日

令和7年1月1日

4. 経過措置

改正後の市税条例第131条第1項の規定は、令和7年度以降の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、従前の例とする。

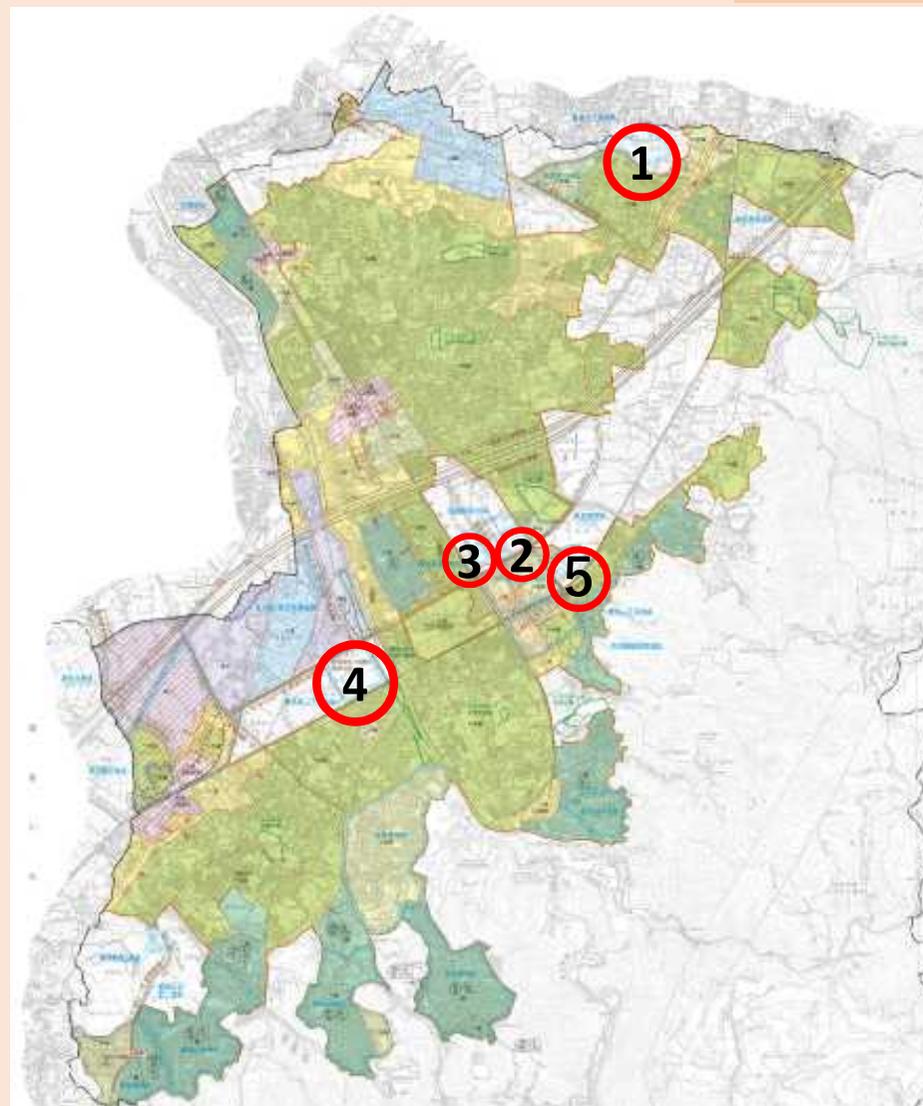
議案第64号 交野市税条例の一部を改正する条例について

議案書45P~46P

課税対象予定区域 位置図

(地区計画区域のうち開発許可等のあった区域)

- ①...倉治八丁目地区
- ②...私部南第1地区
- ③...私部南第2地区
- ④...星田北二丁目地区
- ⑤...森北二丁目地区

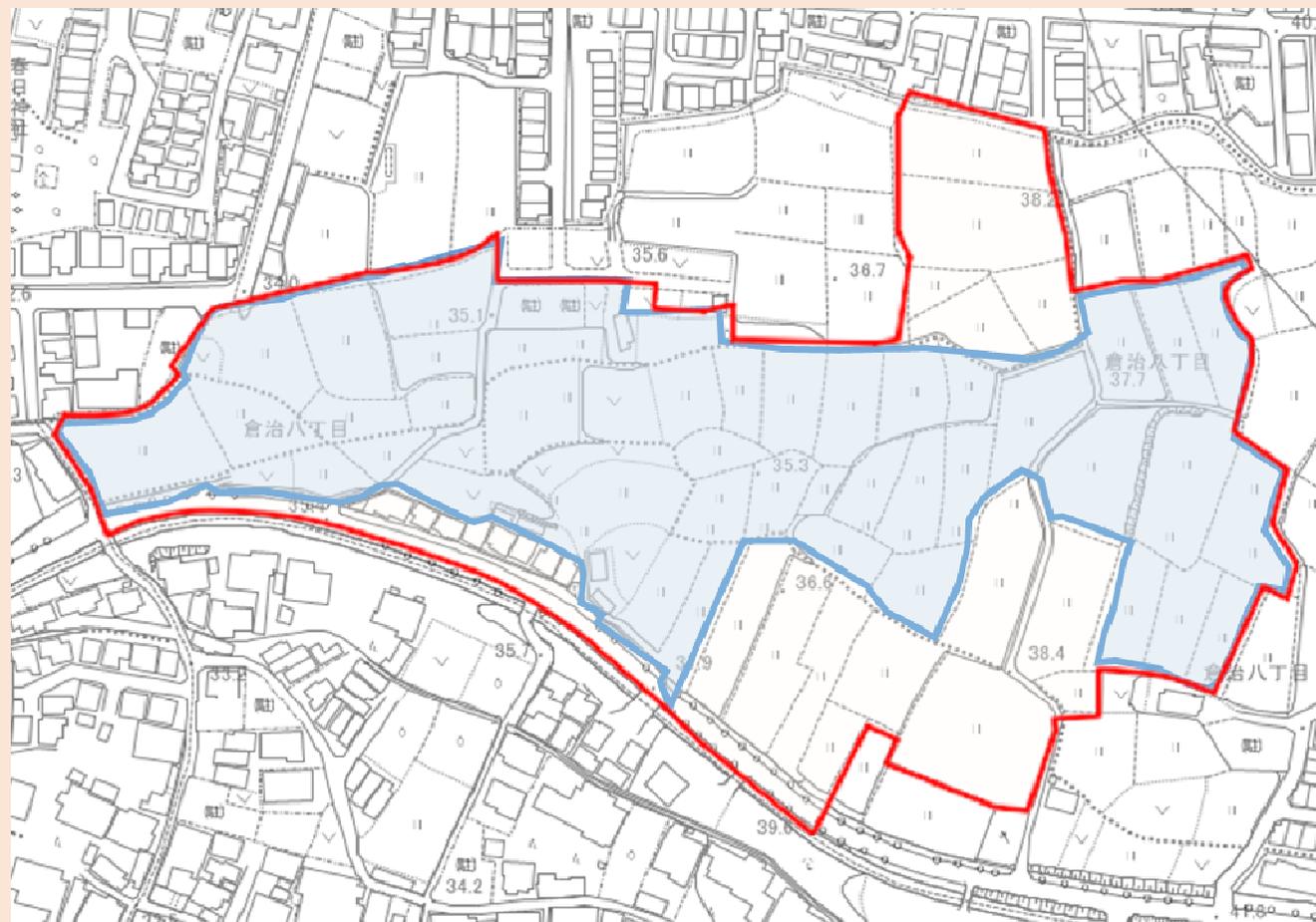


議案第64号 交野市税条例の一部を改正する条例について

議案書45P~46P

①倉治八丁目地区

- ※赤枠：地区計画区域
- 青枠：開発許可等区域

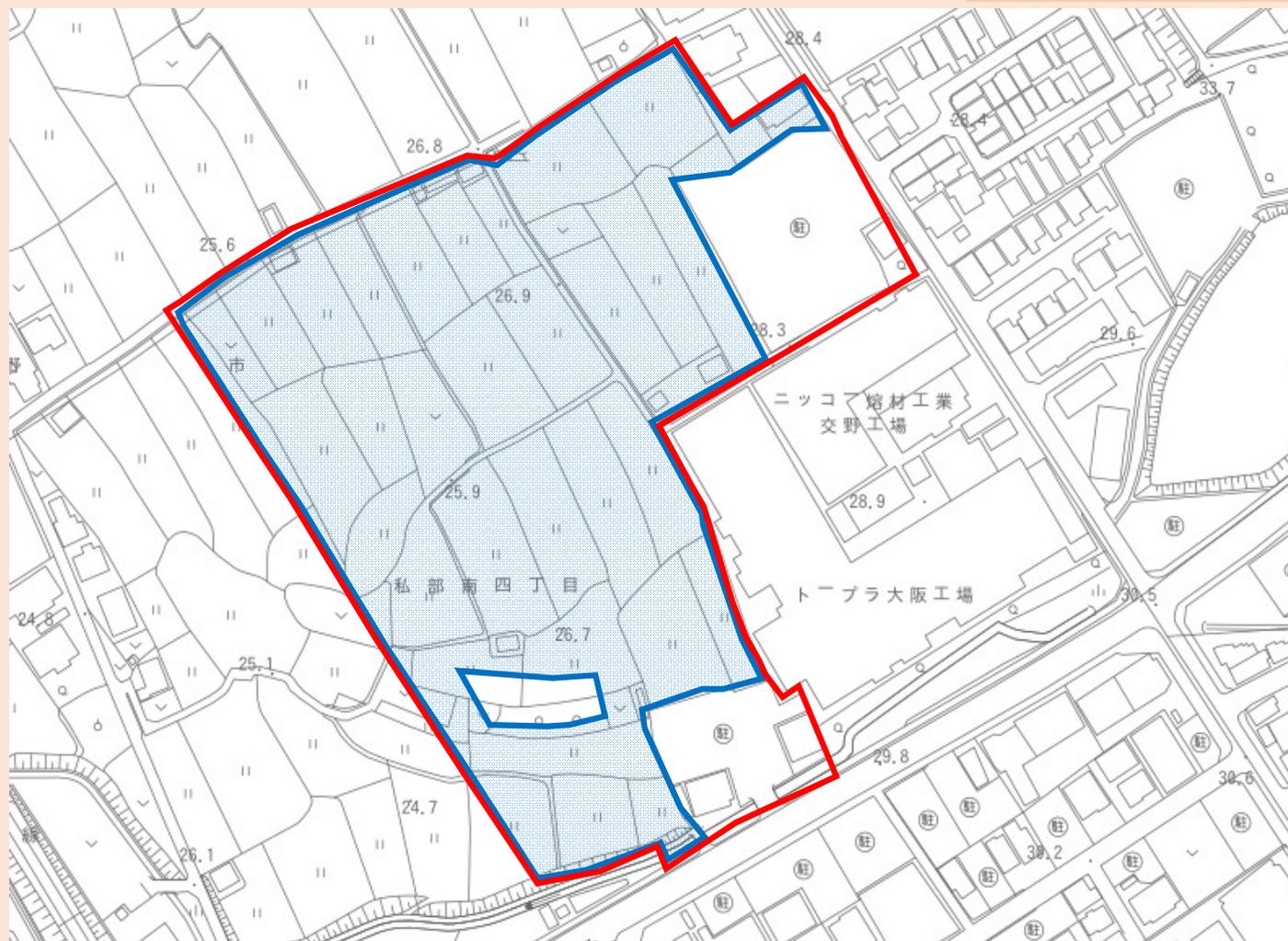


議案第64号 交野市税条例の一部を改正する条例について

議案書45P~46P

②私部南第1地区

- ※赤枠：地区計画区域
- 青枠：開発許可等区域

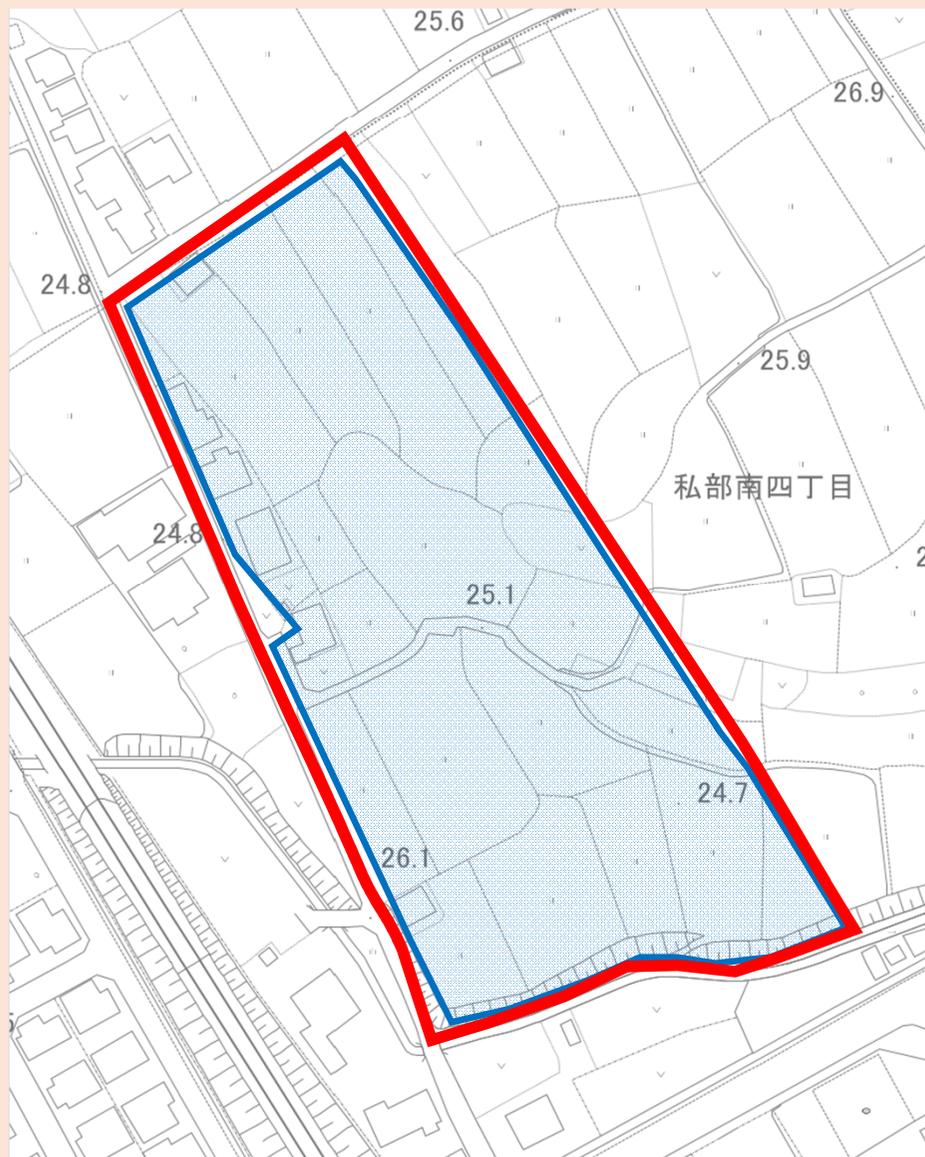


議案第64号 交野市税条例の一部を改正する条例について

議案書45P~46P

③私部南第2地区

- ※赤枠：地区計画区域
- 青枠：開発許可等区域

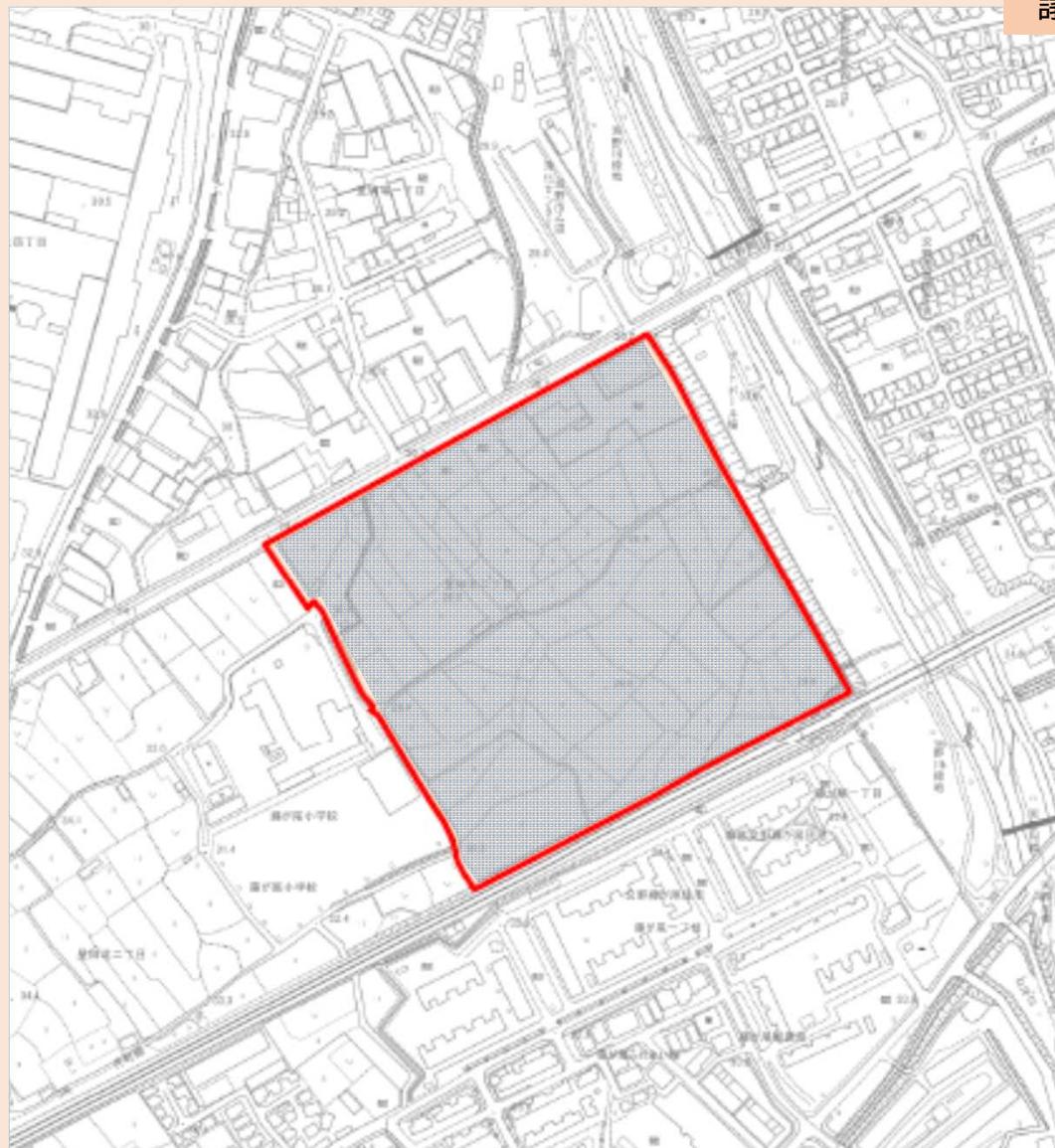


議案第64号 交野市税条例の一部を改正する条例について

議案書45P~46P

④星田北二丁目地区

- ※赤枠：地区計画区域
- 青枠：開発許可等区域

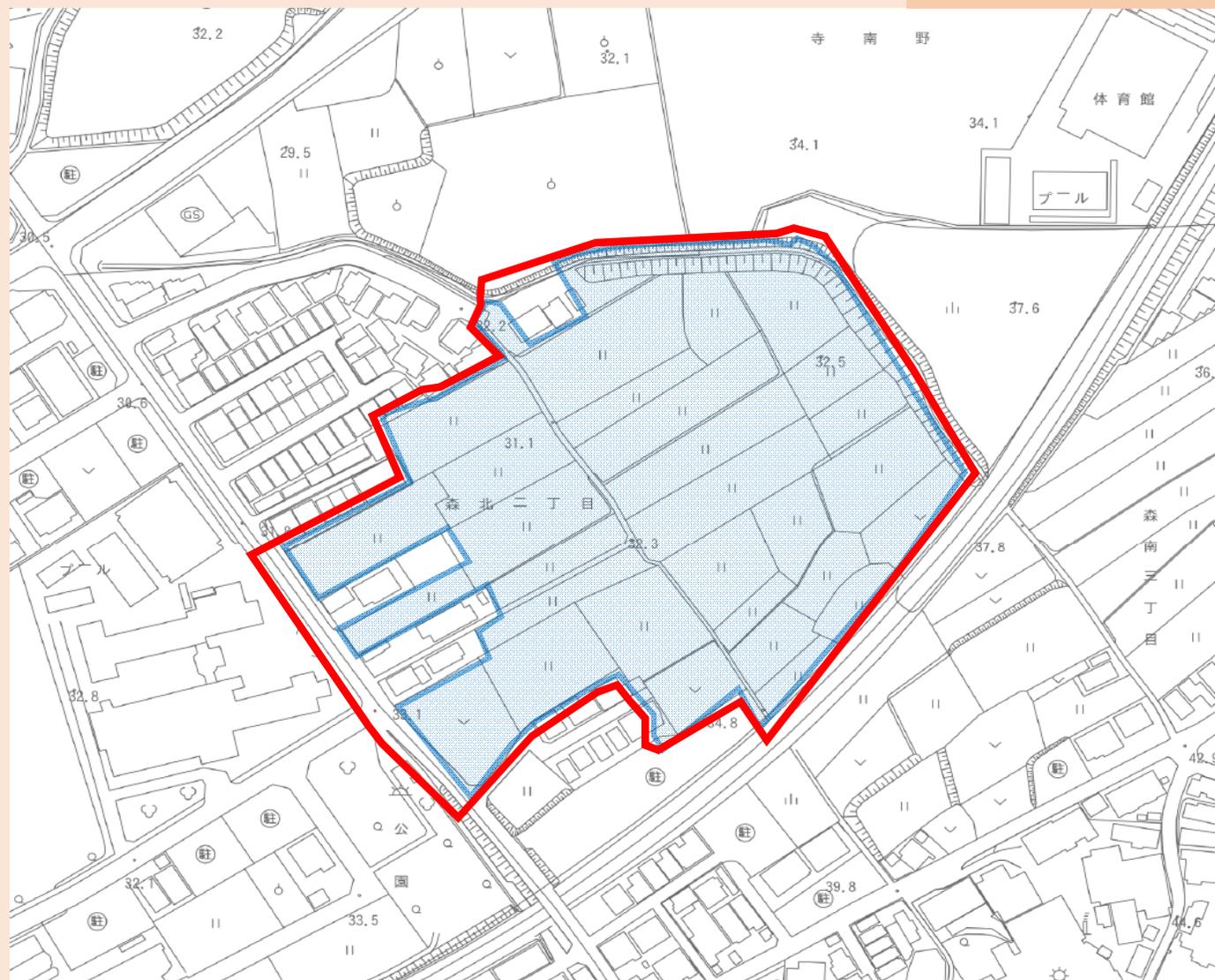


議案第64号 交野市税条例の一部を改正する条例について

議案書45P~46P

⑤森北二丁目地区

- ※赤枠：地区計画区域
- 青枠：開発許可等区域



別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和6年9月定例会

議案の 件名	議案第64号 交野市税条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他 ()				
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
市街化調整区域内の地区計画区域において、開発許可等のあった区域について、都市計画税を課税するため、都市計画税の課税範囲を見直すべく交野市税条例を改正する。		市街化調整区域における都市計画税の課税は、他市町においても先行事例がある。					
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
市街化調整区域内の地区計画区域において、開発許可等のあった区域について、市街化区域並みの良好な住環境の保全や利便性の向上が見込まれているにも関わらず、都市計画税の課税対象区域に含まれていないことから、市街化区域との均衡等を考慮し課税範囲の見直しを行うもの。		課税初年度となる令和7年度については約2千万円程度の税収増加が見込まれる。					
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
令和5年8月 市議会全員協議会において報告 令和5年9月 市ホームページに見直し案の内容を掲載 令和5年10月～令和6年2月（4回）市広報紙に見直し案を含め都市計画税の内容を掲載 令和6年1月10日～15日（4回）都市計画税見直し案に関する市民説明会を開催 令和6年5月～7月（3回）都市計画税審議会を開催 令和6年8月 市議会全員協議会において都市計画税審議会の答申結果報告		まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策	目 標	—			
			分野・方針	効率的・効果的な行政運営			
			施 策	その他			
		○その他の計画（該当する場合のみ）		計画名称			
〈市民参加の状況〉		策定年度					
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画期間					
		〈政策等の実施時期〉		令和7年1月1日			
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
		市民部	税務室	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無（新旧対照表等）			

交野市税条例（平成15年条例第38号）の一部を改正する条例案 新旧対照表

新	旧
<p>(都市計画税の納税義務者等)</p> <p>第131条 都市計画税は、都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち<u>次の各号に掲げる区域</u>に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に課する。</p> <p>(1) <u>都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域</u></p> <p>(2) <u>都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域内において同法第34条第10号に掲げる開発行為に係る同法第35条第1項の許可のあった区域</u></p> <p>(3) <u>都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域内において同法第34条第10号に掲げる開発行為に係る土地区画整理法に規定する事業計画の認可又は決定のあった区域</u></p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(都市計画税の納税義務者等)</p> <p>第131条 都市計画税は、都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち<u>同法第7条第1項に規定する市街化区域内</u>に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に課する。</p> <p>2～4 (略)</p>